

知事臨時記者会見

■日時 令和3年5月14日（金）15:40～16:25

■会場 応接室

【発表事項】

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

現在、会津若松市及びいわき市を対象に集中対策を実施しています。しかし、感染の拡大に歯止めがかかるず、特に会津若松市の周辺地域にも感染が確認されているほか、都市部を中心として県内の広い地域に感染が拡大しつつあります。

福島県の即応病床数は、県内の医療関係者の並々ならぬ御努力によって現在は456床に達し、更なる上積みも進めています。しかしながら、予定していた手術や入院の延期など、通常の医療に影響が生じる厳しい状況となっています。

さらに、ここ最近はそれをも上回る勢いで感染が拡大し、昨日時点の病床使用率は86.8%となり、新たに感染が確認されても、その方を入院させる病院が見つからないほどに病床はひっ迫しており、通常の医療をも圧迫させ、救える命も救えないほどに深刻な状況となっています。福島県の医療提供体制、感染状況は非常事態と言えます。

そこで本日、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を発出いたしました。現在、緊急特別対策を講じておりますが、福島県全域に対して、明日5月15日から今月末までの間、この緊急特別対策を拡大・強化いたします。

まず、県民の皆さんへのお願いです。その期間、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。

次に、事業者の皆さんへのお願いです。接待を伴う飲食店、お酒を提供する飲食店においては、午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛をお願いいたします。御協力いただいた事業者の皆さんに対しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金をお店の売上高等に応じて支給いたします。

飲食店以外の事業者の皆さんにも、飲食店への時短要請と県民の不要不急の外出自粛による影響が想定されます。このため、売上げが減少した中小法人の皆さんに対し、一時金を支給いたします。

今が正に本県の感染症対策にとっての正念場であります。自分自身の、また身の回りの大切な方々の健康と命を守るためにも、是非、この非常事態宣言を出さざるを得ないという厳しい状況を、県民の皆さんお一人お一人が感じていただいて、それぞれの皆さん、あるいは事業者の皆さんのが自分にとっての感染防止対策をしっかりと講じていただく、そして、今月一杯で、この感染拡大の傾向に何としても歯止めを掛けたいと考えております。皆さん、是非、お力を合わせて、何とか今月中にこの福島県の厳しい状況を沈静化させていきましょう。どうぞよろしくお願いいいたします。

2 令和3年度5月補正予算について

令和3年度5月補正予算の概要を発表いたします。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として喫緊に措置すべき経費について計上いたしました。

その内容といしましては、県の要請に応じて営業時間を短縮した県内全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店への協力金の交付、売上げが著しく減少した事業者への一時金の支給、自宅療養における診療体制の強化や同居家族の感染防止に向けた支援、医療機関や宿泊療養施設における受入体制の強化に要する経費を計上いたしました。

以上により、一般会計における補正予算の総額は115億7,700万円、本年度予算の累計額は1兆2,756億8,500万円となります。

私からの発表事項は以上であります。

【質問事項】**1 新型コロナウイルス感染症への対応について、令和3年度5月補正予算について****【記者】**

今回、二週間強という比較的短い期間の設定であると思いますが、実際に影響を受ける方々の中には、本当にこの期間で終わるのかという心配の声をたくさん聞きますし、実際、多くの方がそう思っていると思います。

この比較的短い期間設定になった理由と、解除に当たっては、どういった点を考慮して、どういった目安で解除されるのかについて伺います。

【知事】

今回の期間設定については5月一杯ということで、2週間と3日ということあります。この期間設定の考えに当たっては、まず会津若松市における同様の措置、これを5月3日から発動しています。また、いわき市における対策が本日からスタートしているということが、考慮の一つのポイントになっています。

現在、福島県で特にこの4月から5月にかけて、感染が急拡大しています。その半数以上は、会津若松市といわき市の感染拡大によるものであります。この2市だけで全体の感染の5割を占めるという状況にあり、特にそのうちのウエートが高い会津若松市については、既に10日余の措置を行っております。一定の成果がこれから出てくるということも期待しており、県全体に対しては今月一杯、2週間余であります。この期間を設定していくことで、全体としての感染拡大を何とか封じ込めていきたいという思いで設定いたしました。

【記者】

解除の目安に関しては、いかがお考えか伺います。

【知事】

大切なことは、様々な指標があり、御承知のとおり七つの区分があります。その中で現在、ステージ4のものが二つ、ステージ3のものが二つ、ステージ2のものが三つという状況で、全体としてはステージ3と判断しておりますが、この全体の数値がまず落ちついてくることがポイントです。

特に今、私どもは、病床のひつ迫度合い86.8%というところに非常に大きな危機意識を持っています。

なぜ今日、非常事態宣言という、これまで前例のない制限をしているのか。それは、病床のひつ迫が正に限界に近づいているからです。あるいは地域や現場によっては、既に限界を超えてあります。入院をしなければいけない患者さんが、すぐに入院できないという現実に、日々、現場で直面しています。私自身、この2~3日、医療関係者の何人かと直接、お話をしています。皆さん悲痛な声を上げています、「できるだけ病床を拡大する努力をしている。看護師さんを他の病棟から呼んできて応援をしてもらう手筈も整えている。けれど、それ以上に新規感染者が増えてしまっている。この状況を県全体で何とか抑え込んで欲しい」という悲痛な叫びを、医師からも看護師からも頂いています。

それがポイントであります。何とかこの病床のひつ迫率、使用率を下げていくことが、今後の解除に向かっての大きなポイントになると考えています。

【記者】

以前はステージ3の目安の中間値というような数字の提示もありましたが、今回はそういった数字が提示できる状況にはないのか伺います。

【知事】

今日は、正に非常事態宣言を出したばかりです。御承知のとおり、まだ鎮静化の傾向が見られていない状況ですので、今日の段階では、出口戦略や目標値を皆さんにお示しできる状況にはありません。今後の5日、10日、2週間、そういう状況を見ながら、我々なりに臨機応変に考えていくたいと思います。

【記者】

協力金が時短営業に協力したお店には出るということですが、もう既に入っている会津若松などは10日ぐらい経っていますが、制度の詳細が全く示されていないので、「自分が幾ら受け取れるのか分からぬ」というような声がたくさんありました。

例えば、前年、前々年の売上げがいつのものを指すのかということが明記されていませんし、2万5,000から7万5,000円の間の刻みというのも分からぬ状況です。皆さん、自分がどれだけ受け取れるのか、AとBのどちらの方式が有利なのか、あるいは完全に閉めたほうがいいのか、時短営業するのが有利なのか、全く判断できないまま、時短の決断をしなくてはならないという事態になっています。

この点について、やはり正直、行政の不信感を口にする方もかなりおられて、協力を求める方法として良いやり方とはちょっと言えないのではないかと思いますが、なぜこのようなことになってしまったのかということ、またこういうふうになっていることについてのお考えを伺います。

【知事】

まず、そういう御意見をお持ちの事業者の皆さんにおられるごとを、真摯に受け止めております。また、足らざるところについては反省し、お詫びいたしたいと思います。

その上で、今回、特に会津若松市に対する協力金のお話ということになろうかと思いますが、御承知のとおり、会津若松市の感染者数は3、4日で急激に増加しました。そういう状況の中で、市長さんからの要請を受けて、急遽、今回のようなこういった時短要請を掛けるということを行いました。

昨年の制度設計は一律（の金額での交付）でしたので、当然すぐに対応できましたが、今回、事業規模に応じて（交付額を決定する）という新しい制度設計を行っていることもあり、（制度を示すまで）時間が掛かってしまったことは申し訳なく思っております。

また、「交付金額の刻みや具体的な制度設計を示してほしい」という御意見は、当然の御指摘だと思います。この後のブリーフィングでそういう具体的な制度の詳細、刻みも含めて準備しておりますので、後ほど事務方から御説明させていただきたいと思います。

【記者】

まん延防止等重点措置の適用に関して、その申請状況の進捗については、前回と変わりないか伺います。

【知事】

その件、非常に重要な問題なのですが、進展がございません。

私は昨日の夜、西村大臣と電話での協議を行いました。大臣から、「今回、結果として、国が（対象地域を）拡大することになったが、その中に福島県が対象として含まれていない」というお話をありました。私からは、「大臣、明日いよいよ、福島県は非常事態宣言を出さなきやいけない状態だ」と。「いわき市は既に（時短要請を）始めました。だから、まず会津若松市のまん延防止等重点措置等重点措置について、ぜひ適用対象にしていただきたい。それによって、県独自の非常事態宣言と、国の制度としてのまん延防止等重点措置が両方ダブルであることによって、県民の皆さんのみならず、全国的に福島県の感染状況が深刻になっているのだな」ということが御理解いただけるので、何とか適用していただけないか」というお話をいたしました。

昨日の大臣との協議、実は今日も実務的に（協議を）やっておりますが、本県がこの対象から外れている理由、幾つか示されておりますが、例えば、「今回は、優先度の高い団体を選定している。他県との指標を全国的に比較する中での判断（を行った）」という回答を頂いております。御承知のとおり、今回、群馬県、石川県、熊本県がまん延防止等重点措置に追加されておりまし、あるいは北海道、岡山、広島は緊急事態宣言の対象となっています。さらに岡山、広島は本来、まん延防止等重点措置だったのですが、急遽、今回、今日のうちに（緊急事態宣言対象地域に）変わったという状況であります。

他県との指標を比較する中で、福島県が結果として（対象地域から）外れてしまったことを残念に思っています。また、常に（国が）言われますのは、「県独自の対策の効果がこれから出てくるだろう。それを見極めたい」というお話があります。ここについても、私ども非常に意識、危機意識のギャップがあるなと感じております。

今週の月曜日の段階で大臣と協議した際に、まだ会津若松市の措置を行ってから数日でしたので、なかなか具体的な数値を説明できなかったのですが、既に（対策開始から）10日以上経っている状況です。そして、会津若松市や周辺の地域も含めてですが、中々感染が減っていないかという状況が数値でも見えておりますので、（昨日の時点においては、）これは我々としても、十分説明できるのではないかと考えていました。また、県全体でも非常事態宣言を打たなければいけないぐらい、病床がひっ迫しているので、何とかやっていただきたいということを再三お話ししておりますが、少なくとも今回は見送られたということであります。

さらに、今回、実は今日初めて伺ったのですが、我々は（文書による正式な）申請をしたいというお話をしました。今まである程度協議をした上で申請というのが、これまでの先行県の事例であったので、一定の協議を経て、ある程度の理解を得た段階で（文書による正式な）申請を行うというプロセスのつもりでいたのですが、国サイドからは、「既に月曜日、知事から大臣に対して適用をお願いしているので、それを持って申請だと受け止めている」というお話を頂きました。この話を伺って、福島県は既にまん延防止等重点措置を申請している状況なんだということを、初めて認識しました。

率直に言って、（今回のこのような対応は）非常に違和感がありましたし、それならそれでまた、そういうことを言っていただければよかったです。少なくとも今までそういった意識はこちらも持っていないかったものですから、こういった一連の福島への対応もそうですし、全国知事会で今話題になっていますが、徳島県、茨城県、石川県等の先行県が外れたときのプロセス、また石川県は前回外れましたが、今は入れざるを得ない状況になっています。

まん延防止という名前がついている以上は、知事が「まん延している」という判断の下で、しかも本県の場合は、非常事態宣言を発出した上で、こういう特別対策もやらなきやいけない、こういう背景の中で、会津若松市だけでも、まずはまん延防止の対象にして欲しいということを再三お願いしていますので、こういったものを、何とか酌み取っていただけないかなという強い思いがあります。

今後とも政府に対しては、このまん延防止、できるだけ早く会津若松市を対象に加えていただくように、幾度も訴えていきたいと考えています。

【記者】

確認ですが、そうすると政府側としては、福島県から既に要請があったというふうな理解になつていて、それは福島県サイドとしてはまだ正式に要請はしていないけれども、そこで若干認識の違いがあるということでしょうか。

【知事】

そのとおりです。

ただ、政府サイドから「申請は既に行っている状態にある。（内堀）知事が月曜日に大臣と直接お話している中で、（まん延防止等重点措置の適用を）お願いしますと何度も言っていますから」という話を頂きました。

したがって、その段階で申請を行ったということであれば、我々は事後的には「そうだったんだ」という理解であります、そういうことであれば、もう少し早く教えていただければというのが率直な思いであります。

【記者】

事務方のミスなのかもしれないのですが、今日午前中に、本部員会議の案内が来たときに、緊急事態宣言の発令という文言、非常事態宣言じゃなくて緊急事態宣言の発令という文言があったんですけど、非常事態宣言でしたっけ。これ以上の、その例え、非常事態宣言以上の緊急事態みたいなものっていうのは何か、これ以上の段階っていうのはあるのか伺います。

【知事】

そこは誤解がありまして、あの時、最初のプレスリリースは非常事態宣言と書いてあります。実は、ちょっと我々も考えましたのは、あくまでも午後の本部員会議を行った時に、知事から非常事態宣言という言葉を初めて使うべきであって、マスコミへの投げ込みの中で、あの文章を事前に入れておくのは適切ではないだろうということで、急遽、外させていただいたというプロセスになりました。（最初のプレスリリースでは）緊急という言葉は使っておりませんので、我々の概念はあくまで「非常事態宣言」です。

ちょっと補足しますと、緊急事態宣言（という言葉を使うこと）も考えました。他県さんでは、県独自の緊急事態宣言という言葉を使っている県もあるのですが、緊急事態宣言は、特別措置法に基づく要望として、全国レベルの制度としてありますよね。それと同じ用語を使ってしまうと混同するおそれがあるということも考えました。そこで、類似の同等の響きのある非常事態宣言という言葉を、我々なりに整理をして使わせていただいているというところでございます。

【記者】

これはもう、できうる限りの、県としてできる限りの最高の・・・

【知事】

そうです。

【記者】

今回、事業者さんにテレワークなどを求めていますが、県では、県職員について、どれくらいテレワークしているのか、また今後のどのようにしていくのかについて、お考えがあれば伺います。

【知事】

昨年、新型感染症がまん延し始めたときから、県においては、パソコンとネットワークのシステムを強化しまして、半数程度の職員が、在宅勤務で職場にいるのと同等のリモートワークができる体制を整えております。

そういうたハード面での対応をしておりますが、それぞれの業務の内容等もありますので、詳細については、総務部のほうに確認していただければと思います。

【記者】

補正予算に関連して、病床のひつ迫率が高まっていることと併せて自宅療養者が増えており、自宅療養者の支援が今回の補正予算の中に組み込まれています。これまでのようになに、事情があつて自宅療養という形ではなく、希望していないのに自宅療養になる人が増えている現状についての危機感と、県として、その自宅療養者への対応や考え方について伺います。

【知事】

まず、基本的な考え方でありますと、いま新型感染症が第3波、第4波と拡大する中で、入院の基本的な考え方で、昨年の段階で既に国から示されております。これはこれで一つの考え方だと思いますが、福島県の場合は、それよりも手厚い入院の基準でこれまで対応を行ってきました。ただ残念ながら、非常事態宣言を出さなければいけないほど病床がひっ迫している状況の中で、結果としてホテル療養を活用する、あるいは状況によっては自宅療養をしばらくの間お願いせざるを得ないという現実があります。

我々は、この状況を心配、懸念しております、仮に自宅療養をお願いせざるを得ない場合にも、どういった対応が必要かということを、今回の補正予算で考えております。

県では、これまで自宅療養となった場合には、パルスオキシメーターや必要に応じて食料の配布を行ってきました。

したがって、県独自の更なる支援を加えたいというのが、今回の予算であります。具体的には、自宅療養中に症状が発生した場合、また症状が悪化した場合には、保健師による対応は当然行つた上で、医師による電話やオンライン等での遠隔診療を実施します。さらに、薬局から処方薬を配達する体制を整えるなど、実施される医療機関への支援をこの予算で行います。

また、自宅療養となった場合、同居されている御家族には陰性の御家族もおられます。そういう方への感染を防ぐために、保健所が認める場合、同居家族の方に御自宅ではなく、宿泊施設でしばらくの間過ごしていただくための制度を、この予算の中に入れました。こういった、これまでに無かった療養面での、あるいは周りにいる御家族へのサポートによって、全体を通して、今よりも良い状態で自宅療養を過ごせるようにしていきたいと思います。

ただ、我々が望むのは、日々の感染者を減らして病床のひっ迫度合を下げ、従来の福島型の手厚い入院体制を取り戻すことです。そのために、今回の非常事態宣言と緊急特別対策を講じているところであります。

【記者】

先ほどのまん延防止に関して、要請のタイミングや他県との比較で外れたということですが、知事の認識と政府のズレというのが、どうしてもあるように感じています。政府の対応のスピード感が遅い要因というのは、直接やりとりをされていて、どういうところにあると感じているか伺います。

【知事】

政府との話では、客観的なデータを示して欲しいということを言われます。特に我々がすごく時間が掛かるなと思ったのが、会津若松での県の独自措置などについて、その結果や効果のデータを見極めてから、まん延防止等重点措置を適用すべきかどうかを考えるというお話をされたことです。

ただ、先ほど少しお話ししましたが、会津若松市や他の関西方面の県の状況を見ても、ステージ3からステージ4の間はあまり間がなく、急激にカーブが上昇します。その状況で1日1日、時間がいたずらに経過していくと、あっという間にまん延してしまうのではないか、だからこそ、知事が特に要請した場合には、それを受け止めて、より柔軟かつ迅速に対応して欲しいということを、私だけではなく、全国知事会においても同様の状態にある県の知事が強く訴えています。

元々は緊急事態宣言しかありませんでした。全国知事会からの要請を受け、法改正をして、まん延防止という新しい制度ができたのですが、残念ながら非常に使いづらい制度になっています。これは福島県だけの意見ではなく、先行した徳島県、茨城県、長崎県、あと今回、ようやく適用されました石川県の知事も、非常に苛立ちを持って発言をされていました。

こういった知事の声を受け止めて、せっかく緊急事態宣言とは異なるスキームをつくった訳ですから、本当にその言葉どおり、まん延防止のために使っていただきたいということを、これからも政府に訴えていきたいと思います。

【記者】

確保病床数469からの上積みを図っていくということですが、現在の検討状況について伺います。

【知事】

もともと、この469床は、通常医療との住み分けをぎりぎりまで行った上の確保病床であります。したがって、これ以上に増やすということは、通常医療に一定のマイナス要素を伴うことになります。私自身、先ほど医療関係者と話をしていると申し上げましたが、本来予定していた入院の日程を2週間後に繰り延べる、1か月後に繰り延べる、実際にそういった影響が現場で出ています。あるいは、通常であれば救急医療を受け入れていた病院が、コロナ病床を拡充したことによって、これまで救急患者さんに充てていた病床が充てられなくなり、救急医療の病院が見つかるまでに時間が掛かるということが、現場で起き始めています。

そのような状況ですので、今後、感染者数が更に増えた場合、我々は病床の確保に全力を尽くしますが、それほど簡単に5床、10床と増やすものではありません。特に469床を超えてからは、非常に増やすことが大変だということを、県民の皆さんに御理解を頂ければと思います。

日々の感染者数が減れば、その分の入院調整が楽になります。また、会津の方が、いわきまで長い距離を搬送されて病院に入っているケースがありますが、そんなに遠くまで行かなくても、もう少し距離の近い病院に負担なく入ることができます。

だからこそ、非常事態宣言という、これまでにない取組を行っており、5月一杯は県民の皆さん、事業者の皆さんに、自分や自分の周りの大事な方が感染しないように、感染防止対策を徹底していただきたいと思います。

【記者】

緊急特別対策について、不要不急の外出自粛を県民に求めていますが、具体的には県民にどのような行動制限を求めるのかということで、去年の緊急事態宣言の時にもこういった議論があったと思うのですけれども、県民の中には、どういうものが不要不急で、そうでないのかと疑問に思っている方もいると思いますので、その辺について伺います。

【知事】

お願いしたいのは、例えば仕事や病院に通うとか、学校に行くとか、生活上必要なものを買いやに行く、こういったものは不要不急ではないと思います。それがなければ、私たちの生活が成り立ちません。

ただ、例えば仕事については、できるだけテレワーク、あるいは、例えば東京への出張がある場合、東京にわざわざ行くのではなくてリモートワークで行うとか、こういったことは可能だと思います。ですので、人や会社によって様々なやり方はあると思いますが、この5月においては、どうしても出掛けで用を足さなければいけない案件なのかどうか、日々の自分の行動を自問自答していただいて、選択することが大切だと思います。

昨年以上に、なぜこれを繰り返し何度も言っているのかと言いますと、変異株が原因です。これまでであれば、普通のマスクをして、一般的な対応をしていれば、感染しなかったというのが通常だったのですが、N501Y、あるいはインド株の話もありますが、変異株によって、これまで以上に感染するリスクが高まっています。現に、会津地方の感染例等を見ても、これまで以上に広がっているという現実がありますし、先ほどの本部会議でも、変異株の比率が6割ということありました。

したがって、特にこの1か月は、これまでと同じ行動ではいけません。本当に今日出掛けなくてはいけないのか、それでも必要だということであれば、もちろんやむを得ないと思いますが、一方で、今でなくてもということであれば、それは不要不急ということで自制していただければありがたいと思います。

【記者】

この度の非常事態宣言ですが、県独自ということで、飲食店の時短要請などは改正特措法による県知事の権限で行っていると思いますが、この宣言については、どのような権限で行っているのか伺います。

【知事】

後ほど事務方からも説明をさせますが、この非常事態宣言そのものは、特別措置法のスキームの中にあるものではないと思います。これは正に任意で、私自身、先ほど、どの言葉を使おうかというお話もしましたが、県民の皆さんにこの厳しい状況を感覚として感じていただくために、非常事態宣言という言葉を任意で使っているつもりです。一方で、県民の皆さんへの不要不急の外出自粛、そして事業者の皆さんへの時短要請は、特別措置法第24条第9項に基づく制度ということになろうかと思います。

【記者】

酒類を伴う飲食店等への時短要請が県内全域に広がるということで、協力金の対象となる、およその店舗数について伺います。

【知事】

後ほど、事務方のほうで具体的な店舗数をお話させていただきます。

今のお話にちょっとリンクしますが、飲食店さん、酒類を提供される飲食店さんに対しては、今回、県の協力金制度を用意しました。併せて、飲食店ではない関連の事業者さんに対する、新しい一時金の制度をつくることにしています。

この一時金の制度について、三つのポイントがあります。

1点目ですが、売上げの減少幅について、先般つくった福島の制度は、売上げが50%以上減った事業者さんが対象でしたが、今回は30%以上減った事業者さんが対象になりますので、今まで以上に対象となる事業者さんが増えたことになります。

そして2点目は、国の支援金、「月次支援金」という制度があるのですが、前回の制度設計の時には、国の一時金をもらっている方は県の一時金をもらえないという、併用不可の制度でありました。しかし、今回は、国の支援金をもらっている方も県独自の一時金をもらえる、併用可の制度にしています。特に今、いろんな業界が非常に御苦労されていますので、国の制度と県の制度で支援があることによって、少しでも楽になっていただければという思いがございます。

そして3点目のポイントは、前回、1月の13日から今回と同様の全県に対する時短をお願いし、協力金制度は同日から出したのですが、この一時金の制度は同日には出していませんでした。3週間後に、ようやく制度をつくったため、その間、関連事業者の皆さんからは、「我々には何かないのか。大変なんだ」という、非常に悲痛なお声を頂いておりました。したがって今回は、飲食店への協力金と同時に、同様のマイナス影響を受ける皆さんに対する一時金制度を一緒にお示しすることで、少しでも、皆さんの御心配であったり、不安を減らすことができればと考えております。

【記者】

既に県内の感染状況は指標の中でいくつかステージ4となりつつありますけど、その際に求めるものというのはまん延防止等重点措置でいくのかどうか、緊急事態宣言が必要な状況になりつつあるのではないか、その辺りの認識を伺います。

また、まん延防止等重点措置の適用について、会津若松市だけでよいのかどうかということについても併せて伺います。

【知事】

まず、現時点においては、(資料を示し) 県内の七つの指標の区分がこのようになっております

ので、(本県は) ステージ3であると考えております。あと今回、国といろんな議論をしていて感じていること、これは他県さんの指標を我々が分析して考えていることであって、政府がそう言っているというわけではありませんが、恐らく政府サイドは、例えば、ステージ3であると判断する場合、基本的に全ての項目がステージ3になっているということを前提にしているのではないのかと考えています。我々はこういった(ステージ3にならない指標もある)状況にあっても、(本県は) ステージ3だと明確にお話をしていますが、どうもステージ判断の認識については、(政府との) 温度差があるなというのは感じています。例えば、福島県は、感染経路の不明割合(が低い状況)であったり、入院率は非常に高く、ステージ3の目安を超えていません。こういったことが、(政府においては)「福島県は指標が比較的まだ良い」という判断の一つになっているのかなということを感じます。

しかし、今、御指摘があったように、我々はステージ4の水準を超えている指標もありますし、もう少しでステージ4になりかけている指標もありますから、強い危機意識を持っていて、現状においてはステージ3だという前提で議論を進めています。

ただ、政府サイドは福島県だけではなく、47都道府県全てを見た上で判断していく中で、一定のギャップがあるのかなと受け止めております。

【記者】

まん延防止等重点措置の適用申請が会津若松市だけでいいのかについて伺います。

【知事】

今の状況ですと、(まん延防止等重点措置の適用申請は) 会津若松市だけになります。いわき市の(時短要請等の)措置はまだ始めたばかりですから、ある程度一定の期間が無いと、政府サイドに具体的なお話をすることも、示すことができるデータや根拠が無く、ただお願いしますというわけにはいきません。

ただ、例えば、5月31までとなっている今回の非常事態宣言を受けて、この特別措置を行いますが、その途中には、いわき市におけるその後の感染状況のデータ、あるいは病床のひっ迫率等も時点時点で出てきます。我々は日々、新しいデータを政府サイドにお送りして、私から大臣に直接、「今は会津若松市(へのまん延防止等重点措置の適用をお願いしますが)、今後は、もう少しデータが出揃ってきたら、いわき市も(適用を)お願いしたいです」ということをお話ししておりますので、まだいわき市は申請という段階には至らないと思いますが、段階的にはいわき市もターゲットにしていくということでございます。

【記者】

県の独自の措置であると、お願いベースというか、強制力が無いように思えます。無いというのが実情だと思いますが、先日、知事会のほうでも話が出たように、全国に緊急事態宣言を拡大すべきかどうかというところについて、現時点でのお考えを伺います。

【知事】

まず全国知事会の際、特に西日本の知事さんたちが、非常に強い危機意識を表明されておりました。「全国的に緊急事態宣言と言ってもいい状態なのではないか」、こういったお話を、鳥取県の知事や広島の知事からあったことが印象に残っています。

福島県自身も、このように非常事態宣言を出さなければいけない状況ですので、そういった意味で今の新型コロナウイルス感染症に対する危機意識は共有している部分もあります。ただ一方で、各県の状況はそれぞれ違いますし、緊急事態宣言そのものについては、政府の分科会も含めて、非常に様々な具体的な議論がなされており、我々はその動向を注視しています。

私自身が非常に懸念しているのは、今、東日本は比較的落ちついていますが、北海道や福島、群馬、こういったところ(の感染拡大)がちょっと顕著な状態になっていますので、まずは当事者である北海道、群馬、そして、まん延防止の対象にはなっていませんが福島県、こういった感

染が拡大している地域は、知事自身が独自の措置をとつて何とか抑え込んでいく努力をすること、これが大切だと考えています。

【記者】

11日の会見において、イベント、催し物について、これも整理して考えるとのお話でした。今回これらについては明記されていないですが、どういった整理となつたか伺います。

【知事】

今回の緊急特別対策のポイントは二つあります。一つは、「人の流れを抑える」、そしてもう一つは、「飲食時の感染リスクを抑える」ということあります。したがつて、この二つを行うために、県民の皆さんと事業者の皆さんにお願いを掛ける。これを県全域で行うことによって、当面の感染拡大を何とか抑えていきたいということで組み立てております。

ただ、また今後、感染拡大がさらに顕著になっていくとか、あるいは今、御承知のとおり、あまりイベント等で感染が拡大しているというエビデンスは、特に福島県の場合は、あまりありません。

したがつて、まずは本県において、実際に感染のきっかけになつてているところを具体的に抑え込んでいくことによって実効性を高めたいということで整理しました。

(終了)